

ふくいの農業「女性活躍」応援事業（県単）

【目的】	女性の農業への参画及び定着の促進を図るため、働きやすい環境の整備や取組に対して支援を行う。
【対象者】	<p>新たに女性を雇用する見込みがある農業者もしくは、女性を雇用している農業者 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者 ・営農集団 ・女性の認定新規就農者 ・新規部門を立ち上げ女性リーダーを新たに設置する農業者
【補助対象】	<p>女性の農業分野への参画および定着を促進するため、働きやすい環境の整備や女性リーダーの育成に必要な経費</p> <p>①就労環境整備 女性農業者が働きやすい就労環境・受け入れ環境の整備 例) 簡易トイレ、更衣室等の整備、温熱ベスト等の配備</p> <p>②省力化機械整備 作業従事する女性農業者の負担軽減にかかる省力化機械等の整備 例) 電動剪定鋏等の配備、肥料散布機等の省力化アタッチメントの導入</p> <p>③操作性等向上 作業従事する女性農業者向けに、操作性や作業性を高める既存の機械や設備等を改良 例) 農業機械への昇降用ステップの追加、UV カットガラス設置 等 UV カット等の機能性、デザイン性を備えた作業着の改良・導入</p> <p>④新規部門導入 新たな経営展開や事業の多角化等に必要な取組 例) 加工施設の整備、農業用ハウスの整備、商談会等の出展経費</p> <p>⑤スキルアップ応援 農業用機械の操作に必要な資格取得や講習の受講 例) 大型特殊免許等の免許取得にかかる費用、フォークリフト等運転機能講習の受講費用 等</p>
【要件】	<p>(共通)</p> <p>①事業実施翌年度までに、新たに1名以上の女性労働者と年間65日以上かつ515時間以上従事する雇用契約等を締結すること。</p> <p>②「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。または登録申請中で、事業完了時まで登録されていること（個人事業主を除く）。</p>

<p>【要件】</p>	<p>③事業年度中に次の（１）～（３）のいずれかを満たすこと</p> <p>（１）育児休業を１か月以上取得した従事者が１名以上</p> <p>（２）女性のキャリアアップのための研修（管理職養成・資格取得など）に年１回以上参加</p> <p>（３）女性が働きやすい環境づくりのための研修に年１回以上参加</p> <p>（就労環境整備・省力化機械整備・操作性等向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備する内容が雇用しようとしている女性労働者の数に対して過剰ではないこと。 <p>（新規部門導入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな部門への進出の取組であること。 ・事業実施年度までに女性リーダーを１名以上設置すること。 <p>（スキルアップ支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講等の対象者は、年間 65 日以上かつ 515 時間以上従事する雇用契約等を締結した女性労働者、もしくは市内に在住する女性新規就農者であること。
<p>【補助割合】</p>	<p>（就労環境整備・省力化機械整備・操作性等向上・新規部門導入）</p> <p>事業費に対し、（県）2/3 以内 （補助費上限 200 万円）</p> <p>（スキルアップ支援）</p> <p>事業費に対し、（県）1/2 以内 （補助費上限 15 万円）</p>
<p>【その他】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体毎の補助は 1 回限り ・当該事業により整備する機械またはハウスについては、財産処分制限期間中、通年にわたり、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、または施工・販売業者等の保証等に参加し、気象災害等による被災に備えた措置を講ずること